

学校いじめ防止基本方針

古河市立古河第五小学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性があり、いじめを受けた児童生徒の心や体を深く傷つける、最も身近で重大な人権侵害行為である。本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、かつ他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を児童生徒に徹底させ、すべての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 児童生徒に寄り添い、一緒に活動する教師
- (2) 児童生徒の変化を見逃さず、敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に相手の立場に立ち、児童生徒の身になって考えようとする教師
- (4) 児童生徒の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける教師
- (6) 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、ひと言添える教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- (ア) 「いじめはどの学校・どの児童生徒にも起こりうること。」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童生徒の育成に学校全体で取り組み、たった一つの約束「人のいやがることをしない、言わない」をスローガンとする。
- (イ) Q-Uテストの年2回の実施（6月、11月）と分析を通して、一人一人が認められ、相手を思いやる学級づくりに取り組む。
- (ウ) チャイム着席（ゼロ分スタート）や正しい姿勢、発表の仕方、聞き方等の学習規律を徹底し、分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わわせる。
- (エ) 道徳教育及び全校児童による花いっぱい運動、無言清掃等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- (オ) 話し合い活動等の学級活動を充実させ、いじめ撲滅のための「イエローリボンフォーラム」等、児童生徒自身がいじめ防止に対して、自主的に取り組めるよう、児童会活動を支援する。
- (カ) いじめ防止に関する理解を深めるために、日頃から人権教育を推進し、人権作文・人権標語等を活用した人権集会を実施する。

② いじめの早期発見の措置

(ア) いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象のいじめを含む生活アンケート調査（毎月第1週）
- ・保護者対象のいじめを含む学校生活アンケート調査 年1回（7月）

(イ) いじめ相談体制の整備

児童（生徒）及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

(ウ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

③ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性利用の依存症等の特性を児童や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を定期的に実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止対策に向けた組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，教育相談担当，養護教諭
特別支援教育コーディネーター，スクールカウンセラー，学校運営協力員

その他校長の判断により，必要に応じて人権，心理，児童福祉，社会福祉，少年犯罪，発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

<活 動>

- ア いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査，教育相談等）
- ウ いじめ事案（受けた者・行った者）に対する対応に関すること。
- エ 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- オ その他いじめ防止に係わること。

<開 催>

月1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けたり，いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は，いじめられている児童（生徒）や保護者の立場に立って，速やかに詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任が一人で抱え込むことがないように，「いじめ問題対策委員会」を緊急に開催し，学校全体で組織的に対応する。
- ③ 情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ④ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- ⑤ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑥ いじめられている児童の心の傷を癒すために，スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら，指導を行っていく。

- ⑦ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童（生徒）・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑧ いじめを受けた児童（生徒）等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- ⑨ いじめの関係（被害・加害）者間における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑩ いじめた児童（生徒）に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。
- ⑪ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。

（４）重大事態発生時の対処

児童（生徒）が自殺を企画したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間３０日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、古河市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童（生徒）・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

古河市立古河第五小学校いじめ防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第2条 いじめは全ての学校・児童等に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生起した場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、生徒指導主事の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるよう努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが生起した場合の適切かつ迅速な対応ができることをめざして、次の業務を遂行する。

【業務内容】

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った児童に対する指導
- カ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他いじめの防止に係ること

※委員会は、毎月1回開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的で迅速な対応をする。

【具体的な取組】※年間活動計画は別途に定める

【通常】未然防止・実態把握の取組	【緊急】いじめ生起時の取組
○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○年間活動計画・活動事例の作成 ○いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施 ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○実態把握アンケートの実施・分析 ○定期的な職員間の情報交換 ○職員研修の企画・運営（事例研究等）（事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に係る研修も）	◎緊急いじめ防止対策委員会の開催（警察等関係機関・教育委員会との連携） ◎事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知（委員会が取組全体の要となつて組織的に対応する） ◎専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮） ◎家庭との連携 ◎サポートチームの対応策検討 ◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

附 則 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

古河市立古河第五小学校いじめ防止対策委員会組織図

